



市章

大津市公報

平成27年12月28日
号外(第74号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

訓 令	
11	大津市事務決裁規程の一部改正..... 1
12	大津市文書取扱規程の一部改正..... 1
告 示	
289	大津市市民活動センターの指定管理者の指定について..... 2
290	大津市民会館の指定管理者の指定について..... 2
291	大津市比良げんき村の指定管理者の指定について..... 2
292	大津市大谷乗馬場の指定管理者の指定について..... 2
293	大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市富士見市民温水プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾東市民プールの指定管理者の指定について..... 2
294	大津市まちなか交流館の指定管理者の指定について..... 3
295	大津祭曳山展示館の指定管理者の指定について..... 3
296	北小松漁港及び和邇漁港の指定管理者の指定について..... 3
297	堅田漁港の指定管理者の指定について..... 3
企業局管理規程	
16	大津市企業局文書取扱規程の一部改正..... 3
17	大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正..... 4
教育委員会告示	
8	大津市立大津公民館の指定管理者の指定について..... 4

訓 令

大津市訓令第11号

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

別表第2号総務部の表総務課の部5の款中「公告式」を「条例の公布等」に改め、同款中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

大津市訓令第12号

大津市文書取扱規程(昭和32年訓令第15号)の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

第20条第1項中「大津市公告式条例(昭和30年条例第17号)」を「大津市条例の公布等に関する条例(平成27年条例第97号)」に改め、同条第2項中「大津市公告式条例」を「大津市条例の公布等に関する条例」に、「大津市役所掲示場」を「市役所の掲示場」に改める。

第28条第1項第1号中「、公告式件名簿により」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

告 示

大津市告示第289号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市市民活動センター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市坂本六丁目11番27号 特定非営利活動法人エイチシーシーグループ
- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

大津市告示第290号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市民会館
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市民会館運営共同事業体
構成団体 東京都千代田区三番町2番地 株式会社コンベンションリンク
ジ
京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地 オリックス・
ファシリティーズ株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

大津市告示第291号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市比良げんき村
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市本堅田三丁目7番14号 大津北商工会
- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

大津市告示第292号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市大谷乗馬場
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市大谷町1番1号 大津市乗馬連盟 会長 中江 忠洋
- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

大津市告示第293号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市富士見市民温水プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾束市民プール
- 2 指定管理者の名称及び所在地 神戸市中央区加納町3丁目10番12号 株式会社linkworks

- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第294号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市まちなか交流館
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市際川三丁目36番10号 ナす美の会 代表 福井 美知子
- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

大津市告示第295号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津祭曳山展示館
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市中央一丁目2番27号 特定非営利活動法人大津祭曳山連盟
- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

大津市告示第296号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 北小松漁港及び和邇漁港
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市和邇中浜官有地 志賀町漁業協同組合
- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第297号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 堅田漁港
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市本堅田二丁目13番13号 堅田漁業協同組合
- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第16号

大津市企業局文書取扱規程（昭和30年公営企業部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第36条第1項第1号中「、公告式件名簿（様式第3号）により」を削る。

様式第3号を削る。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第17号

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第14条第1項第14号中「、当該負傷等が」を「、当該負傷又は疾病(人工透析による通院治療を要するものを除く。以下この号において「負傷等」という。)が」に、「治ゆ」を「治癒」に改める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示**大津市教育委員会告示第8号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成27年12月28日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

- 1 公の施設の名称 大津市立大津公民館
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市民会館運営共同事業体
構成団体 東京都千代田区三番町2番地 株式会社コンベンションリンクー
ジ
京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地 オリックス・
ファシリティーズ株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで